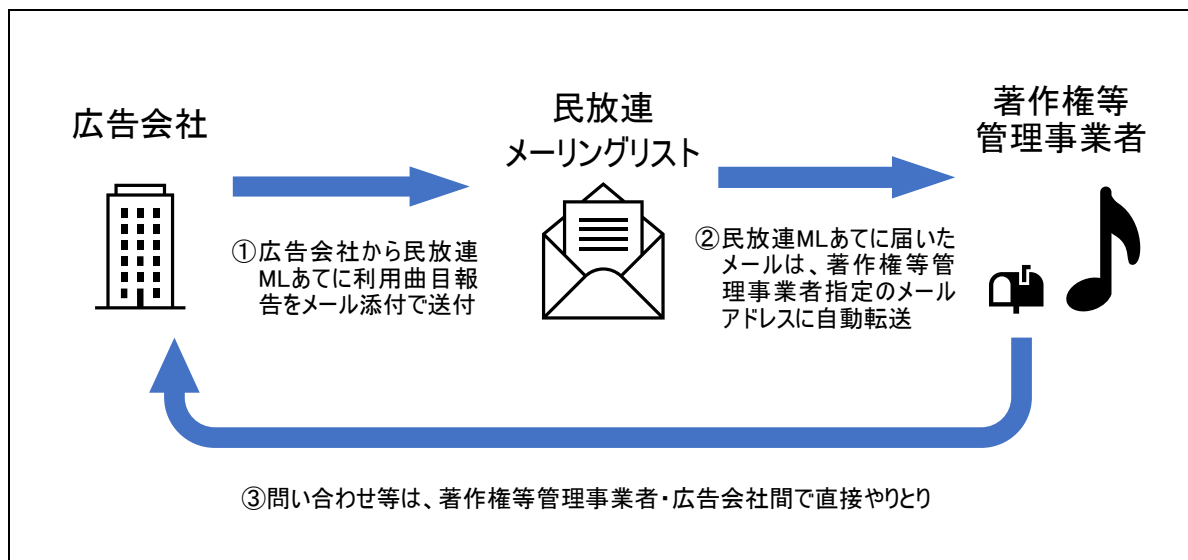


BS放送でのCM放送に関する利用曲目報告の流れ

BS放送でのCM放送（広告展開利用）については、地上波CMと異なり、広告会社から著作権等管理事業者（JASRAC、NexTone）への利用申請や使用料のお支払いは必要ありません。

ただし、2026年4月以降の放送分から、広告会社に利用曲目報告のご協力をいただくこととなりましたので、以下に記載したフローに沿って報告書を作成し、広告会社から民放連へご提出ください。

1. 手続きフロー



2. フローの詳細

(1) 報告書の入手

- 著作権等管理事業者のホームページから「BSテレビCM放送報告書」（Excelファイル）をダウンロードしてください。掲載先のURLは以下のとおりです。

<JASRAC>

<https://www.jasrac.or.jp/users/advertisement/#modal-bs-cm>

<NexTone>

<https://www.nex-tone.co.jp/>（掲載先URLは調整中）

(2) 報告書への記入

- 以下を参考として、報告書に必要事項をご記入ください。
※JASRACへの報告書を例示しますが、NexToneへの報告もほぼ同様です。

① 報告日、報告期間をご記入ください。

通常の広告展開利用と同様、一度にご報告いただける期間の最長は3か月です。

3か月を超える場合は、報告書を分けてください。

許諾番号欄は地上波等での広告展開利用の許諾番号があれば、JASRACでの照合のためご記入ください。ただし、BSのみの利用の場合は記入不要です。

報告日		許諾番号※	
報告期間(3か月以内)	～		

② 報告代理人としての広告会社の情報をご記入ください。

※地上波等の広告展開利用申込書と同一の記入項目です。

報告代理人	住所			
	法人名			
	部署名		担当者名	
	TEL		携帯電話	
	E-mail			

③ 広告主の情報や、広告する商品名／サービス名等をご記入ください。

※地上波等の広告展開利用申込書と同一の記入項目です。

広告の内容	広告主名				
	広告する商品名 ／サービス名				
	楽曲名				
	作詞者名 (訳詞者名)				
	作曲者名 (編曲者名)				
	作品コード		詞曲の 利用方法		原訳訳詞 区分

④ 各BS局での放送回数をご記入ください。

放送局および放送回数

BS	BS日本		BS-TBS		BSフジ		BS朝日		BSテレビ東京	
	BS11		BS12							

(3) 報告書の送付（フロー図の①、②に該当）

- ご記入済みの報告書を以下の民放連のメーリングリストあてにメール添付でお送りください。お送りいただく宛先は、CMに利用した楽曲を管理する著作権等管理事業者によって異なりますのでご注意ください。

<報告書送付の宛先>

JASRACの管理楽曲を利用した場合	jasrac@jba-bs.jp
NexToneの管理楽曲を利用した場合	nextone@jba-bs.jp

- 民放連は会員社であるBS局（BS日本、BS-TBS、BSフジ、BS朝日、BSテレビ東京、日本BS放送及びワールド・ハイビジョン・チャンネル）に代わって受け取り、届いたメールをそのまま著作権等管理事業者に自動転送します。

※ 報告書は転送後、民放連のサーバに残らないように設定します。

- 報告書は地上波等と同様、放送報告期間の終了日の2か月後の末日までにご提出ください。

<参考：報告書のメール送付時のガイドライン（テンプレート等）>

①添付ファイル名

yyyymmdd（報告日）_【広告する商品名／サービス名】_BSCM報告書
例）20260401_○△□シャンプー_BSCM報告書.xlsx

②件名

（BS）CM報告書の提出

③メール本文例

民放連 ご担当者様
（JASRAC または NexTone ご担当者様）

お世話になっております。
株式会社〇〇の△△です。

BSのCM報告書をお送りいたします。

どうぞよろしく願いいたします。

ご署名

④その他ご注意事項

- ・ 1つの広告において複数の楽曲を利用する場合は、楽曲ごとに1シートご作成ください。
- ・ 同一楽曲を利用した複数バージョンがある場合は、1つのシートにまとめていただけます。
- ・ 1通のメールに複数のシートを添付して送付していただいて構いません。
- ・ 内容確認が必要な場合のみ、著作権等管理事業者（JASRAC、NexTone）から報告代理者であるご担当者様へご連絡いたします。

(4) 報告書に関する問合せ（フロー図の③に該当）

- ・ 報告書記載の内容に関する問い合わせ等は、著作権等管理事業者（JASRAC、NexTone）から報告代理者である広告会社にご連絡いたします。

【ご注意】

- ・ BSで放送するCMの制作に係る楽曲の複製（広告目的複製）については、これまで同様、個別に利用申請が必要です。
- ・ 著作権等管理事業者（JASRAC、NexTone）の管理楽曲のCM制作に係る複製（広告目的複製）とその展開に係る利用（地上波放送、配信、上映等）は、当該楽曲を管理する著作権等管理事業者へ利用申請を行い、使用料をお支払いください。

3. お問合せ先

- ・ 本件に関するお問い合わせは、日本民間放送連盟 放送コンテンツ部（メール：rights@j-ba.or.jp）までご連絡ください。

以 上